

手数料表

令和7年 4月 1日

(ふりがな) しゃかいりょうほうじんあいいくかい ふくだびょういん
申 請 者 名 称 社会医療法人愛育会 福田病院
(ふりがな) ふくだ しげる
代 表 者 氏 名 福田 稔

適用事業所 名 称 社会医療法人愛育会 福田病院
特別養子縁組部門

本事業所が、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号。以下「法」という。）第2条第4号の養子縁組あっせん事業を行った場合は、法第9条第1項の規定に基づき、別表とおり手数料を申し受けます。

1. 徴収する手数料の種類

☑第1号手数料

- ☑(1) 養親希望者に対する相談援助、養親希望者による養子縁組のあっせんの申込みの確認に要する調査その他の特定の養親希望者に係る業務に要する交通費又は通信費（(2)から(10)までに含まれるものを除く。）
- ☑(2) 養親希望者に対する研修に要する費用
- ☑(3) 養親希望者に対する養子縁組のあっせんに係る児童（以下「あっせん児童」という。）及びその父母等に対する相談援助、当該あっせん児童の父母等による養子縁組のあっせんの申込みの確認に要する調査その他の当該あっせん児童及びその父母等に係る養子縁組のあっせんに係る業務に要する交通費又は通信費
- ☑(4) あっせん児童に係る出産に要する費用（妊産婦に対する健康診査に要する費用を含み、当該出産及び健康診査を取り扱う医療機関その他の機関が通常の出産及び健康診査の際に請求する額を超えない部分に係るものとし、あっせん児童の父母等が出産育児一時金その他の給付金を利用して支払う場合には当該給付金の額を控除した額に係るものに限る。）
- ☑(5) 養親希望者にあっせん児童を委託するまでの間の当該あっせん児童の養育等に要する費用
- ☑(6) 養親希望者にあっせん児童を委託した場合における養親希望者への相談援助に要する交通費又は通信費
- ☑(7) 裁判所に提出する書類の作成に要する費用
- (8) 国際的な養子縁組を行う場合にあっては、それに係る文書の翻訳及び査証を受けるために必要な書類の作成に要する費用
- ☑(9) 養子縁組の成立後の児童及び養親に対する相談援助に要する交通費又は通信費及びその相談援助に必要な養子縁組のあっせんに係る文書の保存に要する費用
- ☑(10) その他特定の養親希望者から手数料として徴収することが社会通念上適切と認められる費用

☑第2号手数料

- ☑(1) 児童の父母等に対する相談援助、児童の父母等による養子縁組のあっせんの申込

みの確認に要する調査その他の特定の児童等に係る業務に要する交通費又は通信費

☑(2) 養子縁組のあっせんに係る特定の児童の出産に要する費用（妊産婦に対する健康診査に要する費用を含み、当該出産及び健康診査を取り扱う医療機関その他の機関が通常の分娩及び健康診査の際に請求する額を超えない部分に係るものとし、児童の父母等が出産育児一時金その他の給付金を利用して支払う場合には当該給付金の額を控除した額に係るものに限る。）

☑(3) 養親希望者が児童を引き取るまでの間の当該児童の養育等に要する費用

☑第3号手数料

☑(1) 上記に掲げる費用（特定の養親希望者に係る業務又は特定の児童等に係る業務に現に要した費用として金額を示すことができるものに限る。）の合計額から第1号手数料又は第2号手数料として徴収する額を控除した額

☑(2) 人件費、事務費その他の養子縁組あっせん事業の運営に通常要する費用（上記に掲げる費用を除く。）の額

2. 徴収する手数料の額及び手数料を徴収する時期

＜第1号手数料＞

費用	手数料の額	手数料を徴収する時期
(1) の費用	実際に要した額の 全部 ・ 一部	養子縁組関係事務実施日の翌月末日限り、指定口座に振り込み支払。但し、振り込み手数料は振込者の負担とする。
(2) の費用	実際に要した額の 全部 ・ 一部	
(3) の費用	実際に要した額の 全部 ・ 一部	
(4) の費用	実際に要した額の 全部 ・ 一部	
(5) の費用	実際に要した額の 全部 ・ 一部	
(6) の費用	実際に要した額の 全部 ・ 一部	
(7) の費用	実際に要した額の 全部 ・ 一部	
(8) の費用	実際に要した額の 全部 ・ 一部	
(9) の費用	実際に要した額の 全部 ・ 一部	
(10) の費用	実際に要した額の 全部 ・ 一部	

様式第二号（第三面）

＜第2号手数料＞

費用	手数料の額	手数料を徴収する時期
----	-------	------------

(1) の費用	実際に要した額の 全部 ・ ☒ 一部	養子縁組関係事務実施日に請求し、福田病院窓口にて支払いとする。
(2) の費用	実際に要した額の 全部 ・ ☒ 一部	
(3) の費用	実際に要した額の 全部 ・ ☒ 一部	

<第3号手数料>

費用	手数料の額	手数料を徴収する時期
(1) の費用	円	養子縁組関係事務実施日の翌月末日限り、指定口座に振り込み支払。但し、振り込み手数料は振込者の負担とする。
(2) の費用	円	